

『一宮南中学校第三回卒業生同窓会規約』

第一条. (目的) この会は会員相互の親睦をはかり、会員に共通する問題を処理することを目的とする。

第二条. (名称) この会を一宮南中学校第三回卒業生同窓会とする。

第三条. (所在地) この会の事務局は兵庫県宍粟市一宮町安黒 389 番地に置く。

第四条. (会員) この会の会員は一宮南中学校第三回卒業生同窓生とする。

第五条. (役員) この会に次の役員・執行部・会計監査を置く。

(ア) 役員について…役員は、各クラスより男性 1 名・女性 1 名、計 8 名を選出し、同窓会において事前ないし事後承認する。役員は特別の事由のある場合、役員会の過半数の了解により交代することができる。

(イ) 執行部について…執行部は、8 名の役員会において、代表 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名を選出して 3 名で構成する。事務局長は同窓会通帳を管理する。

(ウ) 会計の監査について…会計監査については、同窓生の中より、役員以外に 2 名選出し、会計監査の責任を果たし、同窓生への会計報告や同窓会等にて会計監査報告するものとする。

第六条. (運営) 役員会は、必要に応じて会議を開催し、同窓会の開催等、この会の重要事項について審議する。役員会は役員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。同窓会等の具体的行事の遂行は、執行部を選出してゆだねる。

第七条. (会費) 会費は、事務諸費用を含む同窓会実費のみとする。残金が多額にのぼる場合は同窓生に返金するものとする。同窓会会計は公的なお金であるので、前回同窓会の残金がある場合は、今回同窓会会計に振り込まれるものとし、役員会はそのお金を有効に活用する。残金が少額の場合は、「一宮南中学校第三回卒業生同窓会」通帳に保管し、次回同窓会会計に引き継ぐこととする。次回同窓会開催が不明瞭な場合もあり、その場合の会計処理は困難が予想されるので、基本的に残金は残さないこととする。

第八条. (規約改正) この規約は同窓会会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第九条. (設立年月日) この会は、2011 年 6 月 12 日に設立する。

附則 2011 年度の同窓会の役員と執行部の構成は次の会員とする。

- 役員 仲田和富(一組男子)、塚本〔芦谷〕和子(一組女子)、中村一巳(二組男子)、中島〔小坂〕まり子(二組女子)、安黒務(三組男子)、黒田〔久内〕春代(三組女子)、下津屋佳春(四組男子)、川戸富子(四組女子)
- 執行部 代表 中村一巳、会計 中島〔小坂〕まり子、事務局長 安黒務
- 会計監査 黒田春代、[]

3. 印
15 仲田和富
4 塚本和子
2 中村一巳
2 中島まり子
3 安黒務
3 山根美代子
秋田清二
川戸富子

★この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。